

令和 年度 市民税・県民税申告書

(上場株式等の所得に関する課税方式選択用)

フリガナ		電話番号	-	-
氏名		生年月日	明・大 昭・平 令	年 月 日
個人番号		宛名コード		

◎ 確定申告書における上場株式等の所得金額等を記入してください。

※特定口座年間取引報告書等の写しも併せてご提出ください。

		配当割額控除額もしくは 株式等譲渡所得割額控除額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等および譲渡所得等は、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む)と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります。

所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。

※上記の判断がつかない場合、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

◎ 下記のうち、選択される番号に○をつけてください。

1. 確定申告した上記の上場株式等の所得について、住民税ではすべて申告しません。
2. 確定申告した上記の上場株式等の所得のうち、住民税で申告するのは下記の所得とします。

		配当割額控除額もしくは 株式等譲渡所得割額控除額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

<提出書類>

住民税において、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の書類が必要となります。

- ① 市民税・県民税申告書 (裏面N欄「上場株式等の所得に関する事項」記入)
- ② 上場株式等の所得に関する課税方式選択用申告書 (本紙)
- ③ 上場株式等に関する譲渡所得の繰越控除明細書 (※譲渡損失がある方のみ)
- ④ 特定口座年間取引報告書等の写し

※ 確定申告書の控えをお持ちの場合は、併せてその写しをご提出ください。

<提出期限>

当初納税通知書が送達されるまで に上記の書類をご提出いただく必要があります。

受付		入力		点検	
----	--	----	--	----	--

上場株式等の所得に関する課税方式の選択について

上場株式等の所得について、住民税において所得税と異なる課税方式を選択することができます。

<参考>

申告方法による税率等の違いは、以下のとおりです。

		総合課税	申告分離課税	申告不要制度
・上場株式等の 配当所得	税率	10%	5%	5%
	配当控除	○	×	×
	配当割額控除	○	○	×
	上場株式等の譲渡損失 との損益通算	×	○	△※1
	合計所得への算入	算入	算入※2	不算入
・上場株式等の 譲渡所得等 ・特定公社債等の 利子所得等	税率	/	5%	5%
	譲渡 株式譲渡所得 割額控除		○	×
	利子 配当割額控除		○	×
	合計所得への算入		算入※2	不算入

※1 同一の源泉徴収口座内の上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、損益通算されます。

※2 繰越控除は適用前となります。

<留意事項>

- ・ 合計所得に算入された場合、①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の算定、②扶養控除等の適否、③住民税非課税判定、④各種行政サービスに影響が出るなどがあります。
- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、申告により医療機関窓口での自己負担割合が引き上げになる場合があります。
- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等について、源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座）及び一般口座での取引に係る所得は、申告不要とすることはできません。
- ・ 同一源泉徴収口座内で譲渡損失と特定配当等に係る所得がある場合は、特定配当等に係る所得のみを申告不要とすることはできません。